

区域外就学の審査に係る事務処理基準

平成 14 年 10 月 28 日

練教学学発第 606 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）における学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 9 条の規定に基づく区域外就学の審査について、必要な承認基準および事務処理手続きを定める。

(申請手続)

第 2 条 保護者は、教育委員会に区域外就学の申請を行うことができる。

2 前項の申請を行おうとする保護者（以下「申請者」という。）は、区域外就学願書に住民票または在留カード等および別表 1 に定める承認基準に応じて必要書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(承認基準)

第 3 条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、別表 1 に定める承認基準により審査を行い、区域外就学の申請を承認することができる。

2 別表 1 の承認基準に規定のない事由の場合は、従来承認事例を参考に個別に判断する。

(意見照会等)

第 4 条 教育委員会は、前条の規定により区域外就学を承認する場合には、必要に応じて、関係学校長、関係教育委員会およびその他の関係者に意見照会または事実関係の照会を行うことができる。

(承認の例外)

第 5 条 教育委員会は、別表 2 に定める事由等に該当する場合には、第 3 条第 1 項の規定に係わらず、これを不承認とする。

2 前項の規定に該当する場合において、特段の配慮を要すると教育委員会が認めた場合には、関係学校長と十分協議のうえ承認することができるものとする。

(承認の取消し)

第 6 条 教育委員会は、申請者がつぎの各号に該当する場合は、区域外就学の承認を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により区域外就学の承認を受けたとき。

(2) 区域外就学の承認に付した条件に違反したとき。

(学校長、申請者への通知)

第 7 条 教育委員会は、第 3 条および第 5 条の規定による審査の結果について、区域外就学申請結果通知書により、承認の場合には関係学校長および申請者に対し、不承認の場合には申請者に対し、速やかに通知する。

(特例措置)

第 8 条 教育委員会は、区立学校適正配置実施計画等特別な事業に伴い区域外就学の処理を要する場合には、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める手続きによりこれを行うことができる。

(補則)

第9条 この事務処理基準に必要な書類の様式については、教育振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 指定校変更・区域外就学の審査に係る事務処理内規（平成4年2月12日教育長決定）は廃止する。

付 則（平成21年10月5日21練教学学第1158号）

この基準は、平成21年10月5日から施行する。

付 則（平成25年8月6日25練教教学第750号）

この基準は、平成25年8月6日から施行する。

別表1（第2、3条関係）承認基準

区 分	承認基準・承認事由	必要書類等	対象者
1 教育指導上の事由	(1) いじめおよび不登校等、学校生活に起因して、在籍校または指定小中学校に通学することが困難な状況である場合	在籍校の意見書等 状況のわかる書類	小学校および 中学校の在校生
	(2) 中学校入学時において、いじめ等により指定中学校以外の学校への入学を希望する場合		中学校の 新（転）入学生
	(3) 交友関係の理由により、児童および生徒の個性や性格を考慮する必要があると認められる場合	保育園、幼稚園、 小学校の意見書等 状況のわかる書類	小学校および 中学校の新 （転）入学生
2 身体的事由	(1) 通常の学級へ通学できるが、身体障害や病虚弱であるため、通学距離上、最短距離の学校へ通学させる必要があると認められる場合	障害の程度、病気の程度がわかるもの（身体障害者手帳、診断書等の写）	小学校および 中学校の新 （転）入学生および在校生
	(2) 慢性疾患等により、長期間、定期的に通院治療を必要とし、かつ、診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学させる必要があると認められる場合	疾患名、通院先、通院頻度、通院期間がわかるもの	小学校および 中学校の新 （転）入学生および在校生
	(3) 過去または現在の疾病により、指定小中学校へ入学、通学することで、疾病が再発する可能性が高い場合もしくは症状の改善が望めない場合	診断書（写）	小学校および 中学校の新 （転）入学生

区 分	承認基準・承認事由	必要書類等	対象者
3 保護者および家庭生活上の事由	親権者の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等、やむを得ない生活上の事情により、親権者が児童および生徒を監護教育できない状況にあり、このため、就学についても近親者等に委託せざるを得ないと認められる場合	委託された近親者等と保護者の内容を記した双方の文書	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
4 兄弟姉妹関係の事由	兄弟が現に在学しており、通学や学校と家庭との連絡の観点から、弟妹が同一の学校に同一期間通学させることが適当と認められる場合		小学校および中学校の新（転）入学生
5 転出事由 (継続通学)	区外への転出後も、引き続き在籍校への通学を希望し、かつ、通学が可能な距離、時間、手段であると認められる場合		小学校および中学校の在校生
6 地理的理由	指定小学校よりも、明らかに通学距離・通学時間ともに短い場合		小学校の新（転）入学生
7 保護者の就労等の事由	(1) 保護者の就労、疾病、介護等に係る事情により、下校後または登校前に児童を第三者に預けなければならない場合	第三者に預ける場合は内容を記した双方の文書	小学校の新（転）入学生
	(2) 保護者が住所地以外に店舗や工場等を営み事実上生活の本拠となっている場合	保護者の就労、疾病、介護等の状況を確認できるもの	小学校および中学校の新（転）入学生
8 転入事由	転入予定日までが、1年未満の場合で、予め転入先の学校に通学させることが望ましいと判断され、かつ、通学が可能な距離、時間、手段、期間であると認められる場合	転入（居）可能月日・所在地・居住者等がわかる売買・賃貸・建築請負等の契約書(写)または建築確認書等	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
9 その他	上記以外の事由で、教育委員会が特に必要と認めた場合	各事由に応じた書類	

別表2（第5条関係）承認の例外

区 分	承認の例外
1 学級編制上の事由	(1) 新（転）入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数が、1学級定員を超えるとき
	(2) 承認により学級数が増減し、学校施設や学校運営に支障が生じる場合
	(3) 新（転）入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数と転入、転居者見込数の合計数により学級数が増え、学校施設や学校運営に支障が生じると判断される場合
2 教育指導上の事由	教育指導上の観点から、希望校での受入れが適切でないと判断される場合
3 通学距離等の事由	(1) 学校の管理運営に支障が生じる場合
	(2) 新入学の児童が、隣接学区域外の小学校へ通学を希望する場合
4 学校選択制度上の事由	(1) 当該年度において、学校選択制度に伴う抽選を実施した学校を希望する場合
	(2) 前年度以前において、学校選択制度に伴う抽選を実施した学校の当該学年を希望する場合